



令和 4 年度国民健康保険税について

以前は、固定資産の所有が経済的負担能力を示すものと捉えられ、資産割が所得割を補完する位置づけにありました。しかし、無職者や年金生活者が多く加入し、必ずしも固定資産の保有が負担能力を表すものではない状況になっていること等を鑑み、美波町では令和3年度から段階的に資産割を廃止し、不足する財源を補うために所得割の税率の引き上げを行っています。なお、課税限度額については、『医療給付費分』・『後期高齢者支援金分』が変更となっています。

税のお知らせ
Tax Infomation

区分		令和 4 年度	令和 3 年度
医療給付費分 (すべての被保険者の方)	所得割	7.2%	7.0%
	資産割	14.0%	30.0%
	均等割 ^{*1}	21,000 円	21,000 円
	平等割 ^{*2}	18,000 円	18,000 円
	(課税限度額)	(650,000 円)	(630,000 円)
後期高齢者支援金等分 (すべての被保険者の方)	所得割	2.5%	2.0%
	資産割	7.0%	13.0%
	均等割 ^{*1}	6,500 円	6,500 円
	平等割 ^{*2}	6,100 円	6,100 円
	(課税限度額)	(200,000 円)	(190,000 円)
介護納付金分 (40 歳以上 65 歳未満の方)	所得割	2.5%	2.5%
	均等割 ^{*1}	10,000 円	10,000 円
	(課税限度額)	(170,000 円)	(170,000 円)

※ 1：被保険者 1 人当たりの税額 ※ 2：被保険者 1 世帯当たりの税額

国民健康保険税の納税義務者は世帯主（ご本人が国民健康保険に加入していない方も含む）です。請求や通知や納付書等はすべて世帯主のお名前で送付されますので、ご注意ください。

※国民健康保険税は、世帯の所得額や人数に応じて均等割と平等割が 7 割・5 割・2 割軽減されますが、所得の状況が不明の場合は軽減の適用が受けられないことがありますので、申告がお済みでない方は必ず申告をしてください。

●年度の途中で 75 歳になられる方（後期高齢者医療制度に移行する方）

7 月の本課税の時から誕生月の前月までの分を計算して課税していますので、75 歳になられたことによる再計算はありません。「後期高齢者医療被保険者証」は 75 歳の誕生日までに郵送されます。国民健康保険の保険証については、有効期限を誕生日の前日までとしております。

※ 75 歳になられて後期高齢者医療制度へ移行する方については、国民健康保険の資格喪失届や後期高齢者医療制度への加入届は必要ありません。

●国民健康保険に加入されている 40 ～ 64 歳の方

40 ～ 64 歳の方は「介護保険第 2 号被保険者」として、医療給付費分と後期高齢者支援金等分に加え、介護納付金分も合わせてひとつの国民健康保険税として納めていただきます。

▶年度の途中で 40 歳になられる方

40 歳の誕生月（月の初日生まれの方は前月）から介護納付金分を納めていただくこととなりますが、7 月以降に 40 歳になられる方については、7 月の本課税の時に前もって介護納付金分を課税することはできませんので、年度の途中で再計算をさせていただき増額分を通知します。

▶年度の途中で 65 歳になられる方

7 月の本課税の時から誕生月の前月（月の初日生まれの方は前々月）までの分を計算して課税していますので年度途中での再計算はありません。

※ 65 歳からは国民健康保険税とは別に『介護保険料』を納めるようになります。

国民健康保険税納税を滞納すると・・・

納期限までに納付されない場合は督促状が発布され、100 円の督促手数料を加算して納めていただくこととなります。また、特別な理由もなく国民健康保険税の滞納が続きますと、有効期限の短い「短期被保険者証」や、病院窓口で医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されたり、国保の給付等の制限を受ける場合がありますので、忘れずに納期限までに納めてください。



令和 4 年度各種納税の納期

令和 4 年度の各町税の納期日は、次の通りです。口座振替の方は、納期日の前日までに口座にご入金をお願いいたします。納期までにご納付いただけない場合は、納期日から 20 日以内に督促状を発送いたします。

	令和 4 年						令和 5 年		
	6/30	8/1	8/31	9/30	10/31	11/30	1/4	1/31	2/28
固定資産税				2 期			3 期		
町県民税	全期／ 1 期			2 期			3 期		
国民健康 保険税		全期／ 1 期	2 期		3 期	4 期		5 期	6 期

※軽自動車税「全期」および固定資産税「全期／1 期」の納期は終了しています。納め忘れがある方は、お早目に納めてください。

●家屋を新築または取り壊したら連絡を

家屋を滅失したら、役場税務課へご連絡ください。ご連絡がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されずに、固定資産税が課税されたままとなることがあります。また、登記をされている家屋を取り壊した場合や、土地の異動については、法務局で登記をされますようお願いいたします。

●各町税滞納の強化について

美波町では、これまでに徳島県と相互併任制度の活用など、各町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の滞納徴収強化に取り組んできております。

今年度も各町税を滞納されている方に対して、督促状・催告書等の送付にて連絡いたします。納付や納付相談等がなく、滞納を放置されますと法の定めにより財産（給与・預貯金・保険等）の差押え、徳島滞納整理機構への移管等の滞納処分を進めてまいりますので、納期日までに忘れずに納付ください。

【お問い合わせ】 役場税務課 ☎ 77-3615